

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

(1) 陸上の地形

対象事業実施区域及びその周囲における陸上の地形の状況は、第 3.1-24 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、埋立地であり、標高は約 3m である。

(2) 海底の地形

対象事業実施区域及びその周囲における海底の地形の状況は、第 3.1-25 図のとおりである。

対象事業実施区域地先の周辺海域は、航路として浚渫されており、概ね 10m 以深の水深である。

2. 地質の状況

(1) 陸上の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、第 3.1-26 図のとおりである。

対象事業実施区域は、埋め立て土である。

また、対象事業実施区域及びその周囲における土壤の状況は、第 3.1-27 図のとおりである。

対象事業実施区域を含む川崎臨海部は人工改変土であり、対象事業実施区域は埋立地である。

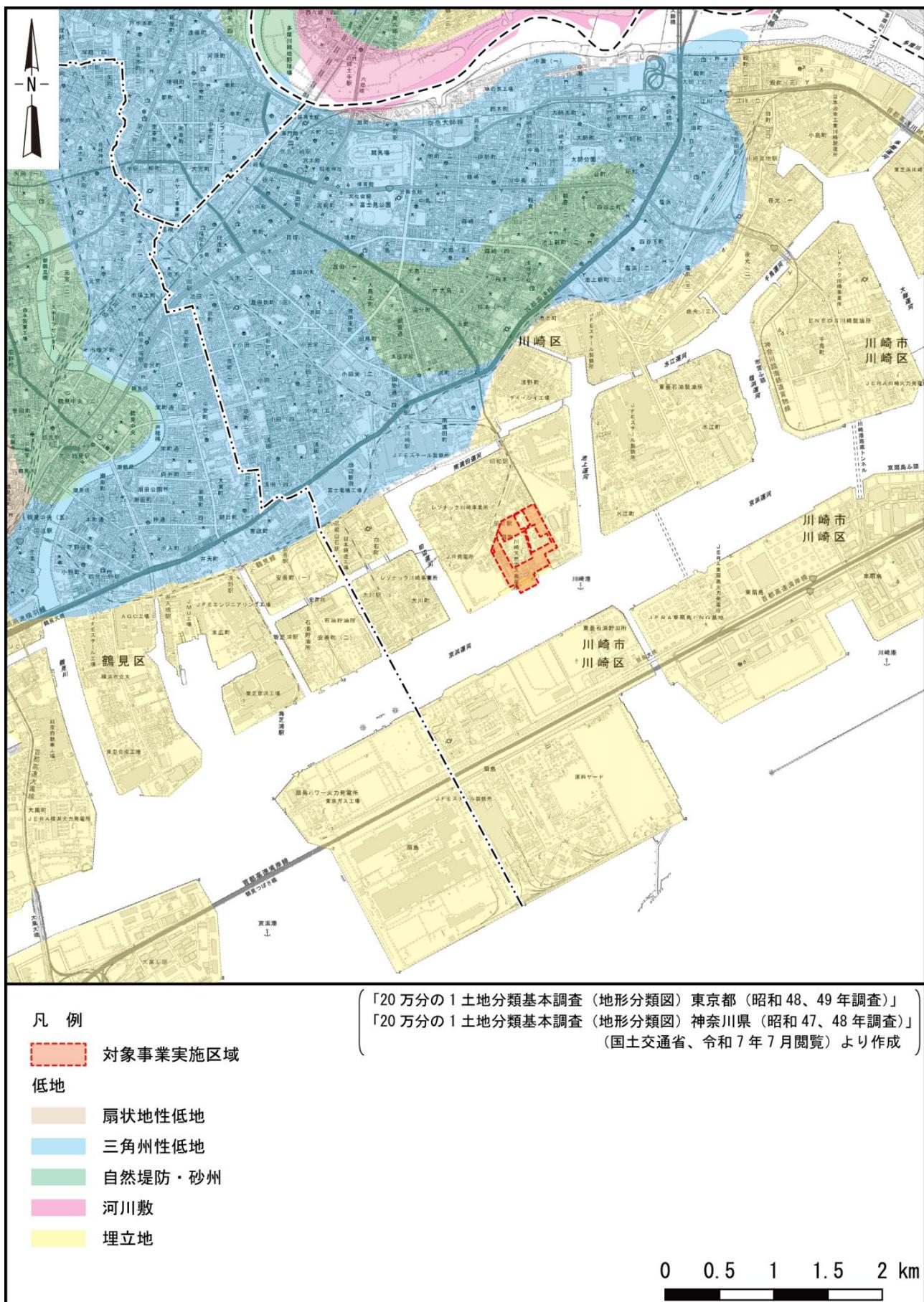
(2) 海底の状況

対象事業実施区域及びその周囲における海底の底質の状況は、第 3.1-25 図のとおりである。

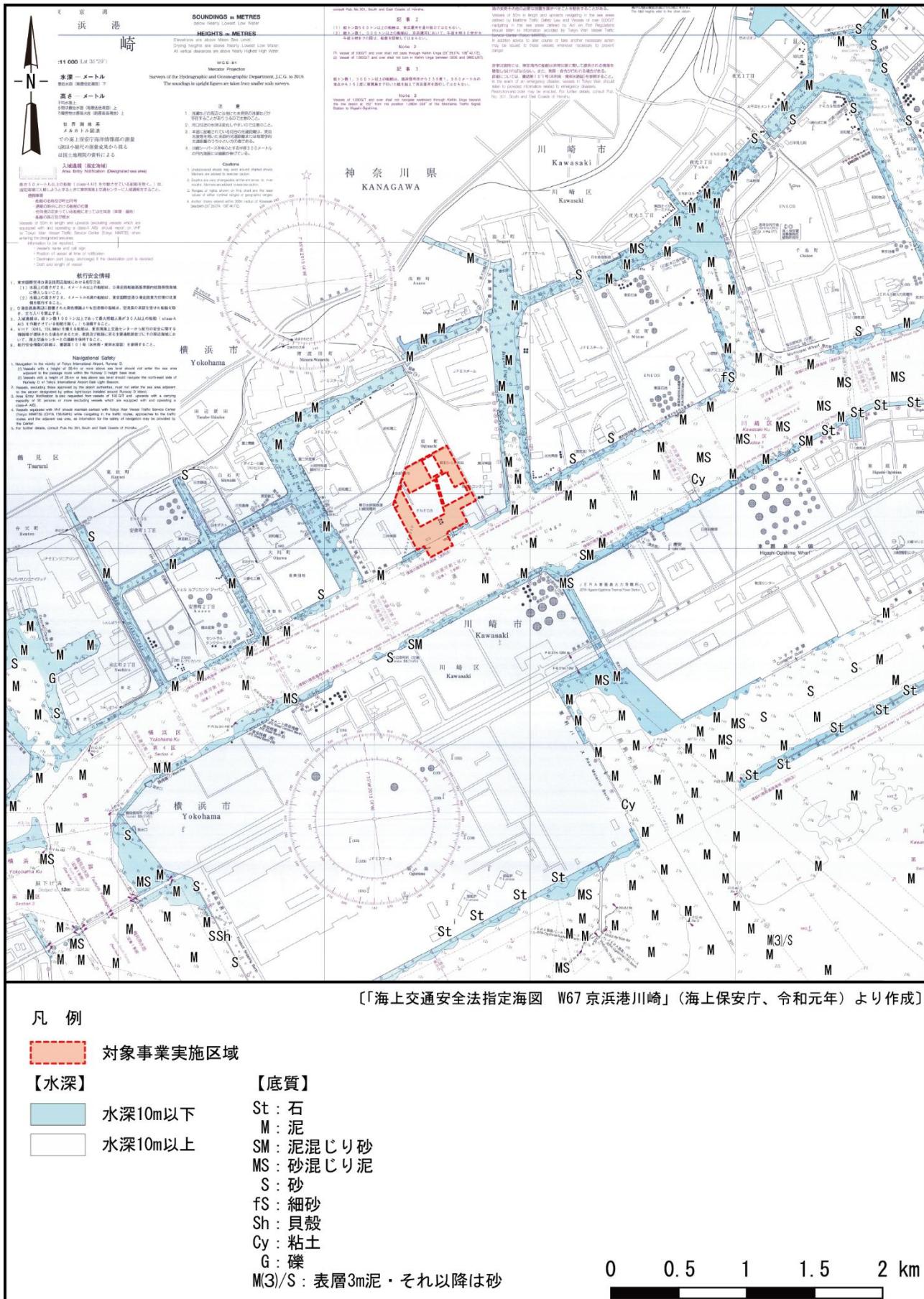
対象事業実施区域地先の海底の底質は、主に泥である。

3. 重要な地形及び地質

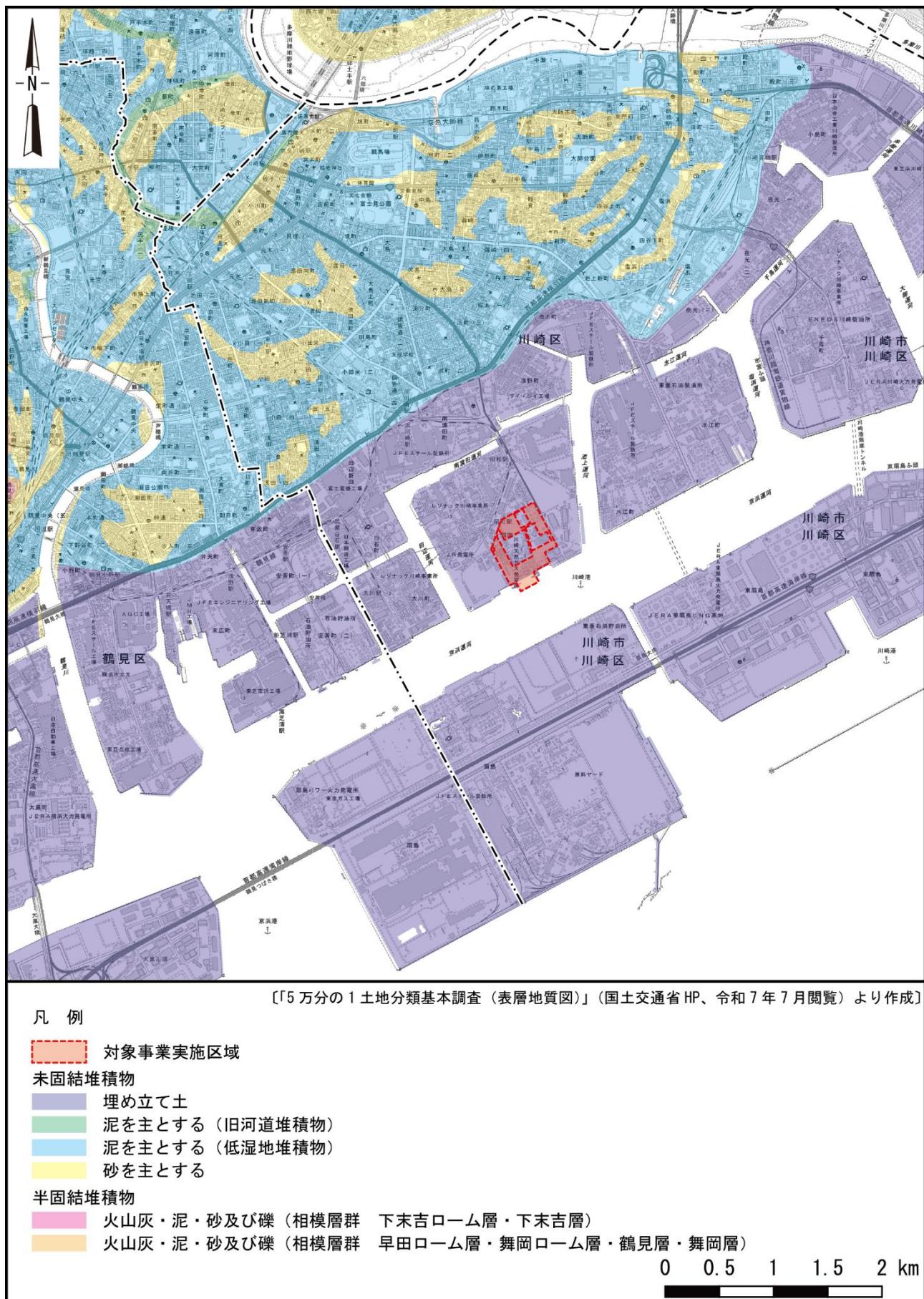
「日本の典型地形について」（国土地理院 HP、令和 7 年 7 月閲覧）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）、「日本の地形レッドデータブック第 1 集－危機にある地形－新装版」（古今書院、平成 12 年）及び「日本の地形レッドデータブック第 2 集－保存すべき地形－新装版」（古今書院、平成 14 年）において、対象事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は確認されていない。



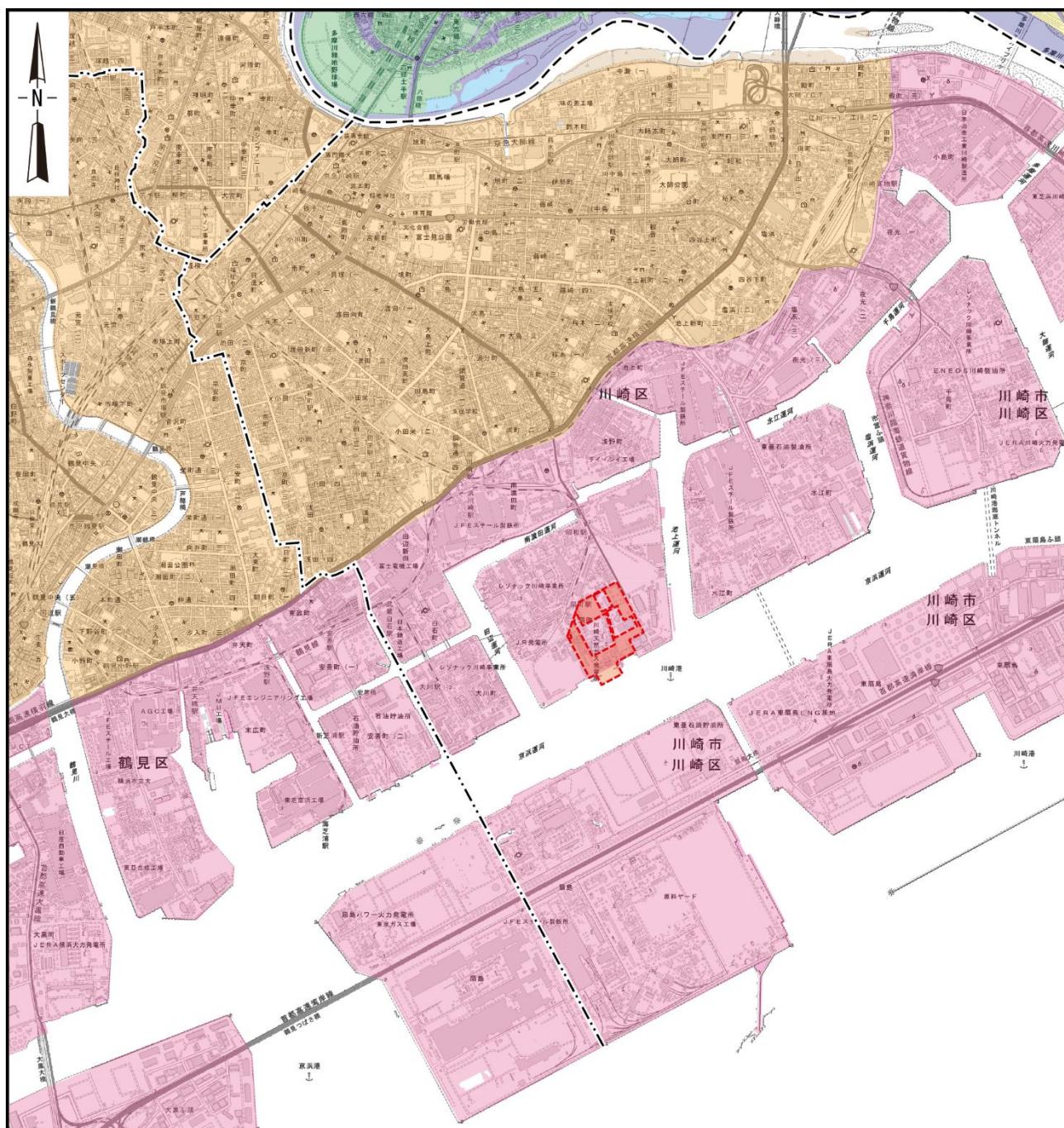
第3.1-24図 地形の状況



第3.1-25図 海底の地形及び底質の状況



第3.1-26図 表層地質の状況



〔「5万分の1 土地分類基本調査（土壤図）」（国土交通省 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

凡 例

 対象事業実施区域

未熟土

 砂丘未熟土

 低地未熟土壤

人工改変土

 人工改変低地土

 埋立地

人工改変地土

 人工改変地土壤埋立地

 潜在褐色・灰色低地土壤

その他

 道路・水部・人工改変地等

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-27図 土壤の状況

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

(1) 動物相の概要（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における陸域に生息する動物の状況は、第3.1-29表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を整理して把握した。

なお文献その他の資料において、地域を限定できない場合は、最大の範囲として川崎市及び横浜市全域とした。

第3.1-29表 文献その他の資料（動物：陸域）

No.	文献名	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆蟲類
1	「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査（第4回～第6回）」 (生物多様性情報システム 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧)	○		○	○	○
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省HP、令和7年7月閲覧)	○	○	○	○	○
3	「モニタリング1000シギ・チドリ類調査」 (環境省モニタリングサイト1000HP、令和7年7月閲覧)		○			
4	「定点調査（シギ・チドリ類、コアジサシ）」 (環境省生物多様性センターHP、令和7年7月閲覧)		○			
5	「ガンカモ類の生息調査」 (環境省生物多様性センターHP、令和7年7月閲覧)		○			
6	「神奈川県の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書（平成4年3月）」 (神奈川県HP、令和7年7月閲覧)	○	○			
7	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年)	○	○	○		
8	「神奈川県昆蟲誌2018」(神奈川昆蟲談話会、平成30年)					○
9	「川崎市における注目すべきハチ類の記録（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
10	「川崎のセミの鳴き声調査（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
11	「川崎の直翅類（第7次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成23年)					○
12	「多摩川河口大師河原の野鳥-4（第8次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成28年)	○				
13	「川崎の直翅類（追加記録）（第8次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育員会、平成28年)					○

① 陸域の動物相の概要

陸域の動物相の概要は、第 3.1-30 表のとおりである。

哺乳類ではハツカネズミ、アズマモグラ、ニホンイタチ等の 13 種、鳥類ではカルガモ、キジバト、ハクセキレイ等の 131 種、爬虫類ではニホンイシガメ、ニホンカナヘビ等の 7 種、両生類ではアズマヒキガエル、ウシガエル等の 3 種、昆虫類ではアジアイトンボ、アキアカネ、モンシロチョウ等の 3,587 種が確認されている。

第 3.1-30 表 陸域の動物相の概要

項目	確認種
哺乳類	ハツカネズミ、アズマモグラ、ヒナコウモリ科、タヌキ、ニホンイタチ 等 (13 種)
鳥類	カルガモ、キジバト、カワウ、コチドリ、チュウシャクシギ、ユリカモメ、トビ、モズ、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒバリ、メジロ、ハクセキレイ、カワラヒワ 等 (131 種)
爬虫類	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ (7 種)
両生類	アズマヒキガエル、ウシガエル、ニホンアマガエル (3 種)
昆虫類	アジアイトンボ、アキアカネ、ハマベハサミムシ、エンマコオロギ、アブラゼミ、マルカメムシ、ヤマトシジミ本土亜種、モンシロチョウ、ナミアゲハ、モモスズメ、ナミハナアブ、キンバエ、エリザハンミョウ、ナミテントウ、クロヤマアリ、キムネクマバチ 等 (3,587 種)

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-29 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）及び「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）を参考にした。

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の概要（陸域）

① 動物の重要な種（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲において確認された種について、第3.1-31表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

対象事業実施区域及びその周囲において確認された重要な種は、第3.1-32表～第3.1-36表のとおりであり、哺乳類2種、鳥類69種、爬虫類3種、両生類1種、昆虫類176種である。

第3.1-31表 重要な種の選定根拠（陸域）

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」(文化庁HP、令和7年7月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号)
III	「レッドリスト2020」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省、令和2年)
IV	「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年神奈川県条例第13号)、「川崎市文化財保護条例」(昭和34年川崎市条例第24号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年横浜市条例第53号)等に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物 「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和6年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会HP、令和7年7月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市HP、令和7年7月閲覧)
V	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの なお、鳥類については、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合があり、その場合は、「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注意：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DA：情報不足A DB：情報不足B 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年)

第3.1-32表 確認された重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	—	—	VU	—	VU
2	ネコ（食肉）	イタチ	ニホンイタチ	—	—	—	—	NT
合計	2目	2科	2種	0種	0種	1種	0種	2種

- 注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。
 3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

第3.1-33表(1) 確認された重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カモ	カモ	オシドリ	—	—	DD	—	希少/減少
2			ウミアイサ	—	—	—	—	NT
3	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ	—	—	VU	—	—
4		チドリ	タグリ	—	—	—	—	VU
5			ケリ	—	—	DD	—	希少/NT
6			ムナグロ	—	—	—	—	減少
7			ダイゼン	—	—	—	—	減少
8			イカルチドリ	—	—	—	—	NT/注目
9			コチドリ	—	—	—	—	注目
10			シロチドリ	—	—	VU	—	VU/NT
11			オオメダイチドリ	—	国際	—	—	—
12			メダイチドリ	—	国際	—	—	NT
13	シギ	シギ	チュウシャクシギ	—	—	—	—	VU
14			ホウロクシギ	—	国際	VU	—	CR+EN
15			ダイシャクシギ	—	—	—	—	CR+EN
16			オオソリハシシギ	—	国際	VU	—	VU
17			オグロシギ	—	—	—	—	VU
18			キヨウジョシギ	—	—	—	—	VU
19			オバシギ	—	国際	—	—	VU
20			コオバシギ	—	国際	—	—	—
21			エリマキシギ	—	—	—	—	NT
22			ウズラシギ	—	—	—	—	NT
23			サルハマシギ	—	国際	—	—	VU
24			ヒバリシギ	—	—	—	—	NT
25			ヘラシギ	—	国内	CR	—	—
26			トウネン	—	—	—	—	VU
27			ミユビシギ	—	—	—	—	CR+EN
28			ハマシギ	—	—	NT	—	VU
29			シベリアオオハシシギ	—	—	DD	—	—
30			タシギ	—	—	—	—	注目
31			ソリハシシギ	—	—	—	—	VU
32			イソシギ	—	—	—	—	希少/注目
33			キアシシギ	—	—	—	—	VU
34			アカアシシギ	—	—	VU	—	NT
35			コアオアシシギ	—	—	—	—	NT
36			タカブシギ	—	—	VU	—	NT
37			ツルシギ	—	—	VU	—	NT
38			アオアシシギ	—	—	—	—	NT

第3.1-33表(2) 確認された重要な種(鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
39	チドリ	ツバメチドリ	ツバメチドリ	—	—	VU	—	—
40		カモメ	オオセグロカモメ	—	—	NT	—	—
41			コアジサシ	—	—	VU	—	CR+EN
42	ペリカン	トキ	ヘラサギ	—	—	DD	—	—
43		サギ	ササゴイ	—	—	—	—	VU
44			アマサギ	—	—	—	—	減少
45			チュウサギ	—	—	NT	—	—
46	タカ	ミサゴ	ミサゴ	—	—	NT	—	VU/NT
47		タカ	ハイタカ	—	—	NT	—	DD/希少
48			オオタカ	—	—	NT	—	VU/希少
49			チュウヒ	—	国内	EN	—	VU
50		ノスリ	—	—	—	—	—	VU/希少
51	フクロウ	フクロウ	フクロウ	—	—	—	—	NT
52	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	—	国内	VU	—	CR+EN/希少
53	スズメ	モズ	モズ	—	—	—	—	減少
54		ヒバリ	ヒバリ	—	—	—	—	減少
55		ツバメ	ツバメ	—	—	—	—	減少
56		ムシクイ	センダイムシクイ	—	—	—	—	NT
57		ヨシキリ	オオヨシキリ	—	—	—	—	VU
58		セッカ	セッカ	—	—	—	—	減少
59		ヒタキ	コサメビタキ	—	—	—	—	CR+EN
60			オオルリ	—	—	—	—	NT
61			キビタキ	—	—	—	—	減少
62			ルリビタキ	—	—	—	—	VU
63		セキレイ	キセキレイ	—	—	—	—	減少
64			セグロセキレイ	—	—	—	—	減少
65			ピンズイ	—	—	—	—	VU
66		アトリ	カワラヒワ	—	—	—	—	減少
67		ホオジロ	ホオアカ	—	—	—	—	CR+EN
68			アオジ	—	—	—	—	VU
69			オオジュリン	—	—	—	—	VU
合計	7目	22科	69種	0種	10種	22種	0種	60種

- 注: 1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。
 3. 種の配列及び種名は、「日本鳥類目録 改訂第8版」(日本鳥学会、令和6年)を参考にした。
 4. 選定根拠のVについては、繁殖期と非繁殖期で評価が別れる場合「繁殖期評価/非繁殖期評価」と記載した。

第3.1-34表 確認された重要な種(爬虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	—	—	NT	—	CR+EN
2	有鱗	ナミヘビ	アオダイショウ	—	—	—	—	要注意
3			シマヘビ	—	—	—	—	要注意
合計	2目	2科	3種	0種	0種	1種	0種	3種

- 注: 1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。
 2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。
 3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)を参考にした。

第3.1-35表 確認された重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	—	—	—	—	要注意
合計	1目	1科	1種	0種	0種	0種	0種	1種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

第3.1-36表(1) 確認された重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定根拠					
				I	II	III	IV	V	
1	トンボ (蜻蛉)	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ	—	—	—	—	要注意	
2			オツネントンボ	—	—	—	—	VU	
3		イトトンボ	ホソミイトトンボ	—	—	—	—	DD	
4			キイトトンボ	—	—	—	—	EN	
5			ベニイトトンボ	—	—	NT	—	CR	
6			ヒヌマイトンボ	—	—	EN	—	EX	
7			モートンイトトンボ	—	—	NT	—	EN	
8			クロイトトンボ	—	—	—	—	要注意	
9			セスジイトトンボ	—	—	—	—	要注意	
10			オオセスジイトトンボ	—	—	EN	—	EX	
11			オオイトトンボ	—	—	—	—	CR	
12		モノサシトンボ	モノサシトンボ	—	—	—	—	NT	
13			オオモノサシトンボ	—	—	EN	—	EX	
14		カワトンボ	ハグロトンボ	—	—	—	—	要注意	
15			ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	—	—	NT	—	CR
16			アオヤンマ	—	—	NT	—	EX	
17			コシボソヤンマ	—	—	—	—	要注意	
18			カトリヤンマ	—	—	—	—	NT	
19			ミルンヤンマ	—	—	—	—	要注意	
20			サラサヤンマ	—	—	—	—	EN	
21		サナエトンボ	ヤマサナエ	—	—	—	—	要注意	
22			タイワンウチワヤンマ	—	—	—	—	DD	
23			ホンサナエ	—	—	—	—	VU	
24			ナゴヤサナエ	—	—	VU	—	DD	
25			コサナエ	—	—	—	—	EN	
26		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	—	—	—	—	VU	
27			コヤマトンボ	—	—	—	—	NT	
28		トンボ	タカネトンボ	—	—	—	—	要注意	
29			コフキトンボ	—	—	—	—	要注意	
30			ヨツボシトンボ	—	—	—	—	VU	
31			ハラビロトンボ	—	—	—	—	要注意	
32			シオヤトンボ	—	—	—	—	要注意	
33			チョウトンボ	—	—	—	—	EN	
34			キトンボ	—	—	—	—	EX	
35			ナツアカネ	—	—	—	—	要注意	
36			マユタテアカネ	—	—	—	—	要注意	
37			マイコアカネ	—	—	—	—	DD	

第3.1-36表(2) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
38	トンボ (蜻蛉)	トンボ	ヒメアカネ	—	—	—	—	要注意
39			ミヤマアカネ	—	—	—	—	NT
40			リスアカネ	—	—	—	—	要注意
41	バッタ (直翅)	クツワムシ	クツワムシ	—	—	—	—	要注意
42			オナガササキリ	—	—	—	—	要注意
43		キリギリス	イズササキリ	—	—	DD	—	—
44			ヒガシキリギリス	—	—	—	—	要注意
45			ケラ	—	—	—	—	要注意
46		マツムシ	ヒロバネカンタン	—	—	—	—	NT
47			マツムシ	—	—	—	—	要注意
48		バッタ	ヤマトマダラバッタ	—	—	—	—	EX
49			カワラバッタ	—	—	—	—	CR+EN
50			ショウリヨウバッタモドキ	—	—	—	—	要注意
51		イナゴ	ハネナガイナゴ	—	—	—	—	NT
52		ヒシバッタ	ニセハネナガヒシバッタ	—	—	—	—	希少
53	カメムシ (半翅)	セミ	ヒメハルゼミ	—	—	—	—	NT
54			ハルゼミ	—	—	—	—	要注意
55		サシガメ	アシマダラアカサシガメ	—	—	—	—	DD
56			アカヘリサシガメ	—	—	—	—	DD
57		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ	—	—	—	—	DD
58		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ	—	—	—	—	DD
59		カメムシ	ヒメナガメ	—	—	—	—	VU
60		アメンボ	オオアメンボ	—	—	—	—	NT
61			エサキアメンボ	—	—	NT	—	CR
62			ババアメンボ	—	—	NT	—	EN
63			ハネナシアメンボ	—	—	—	—	CR
64		ミズムシ	ミヅナシミズムシ	—	—	NT	—	—
65		コオイムシ	コオイムシ	—	—	NT	—	EN
66			タガメ	—	国内	VU	—	EX
67	アミメカゲ ロウ(脈翅)	ウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ	—	—	—	—	EX
68	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	—	—	NT	—	NT
69			ミヤマチャバネセセリ	—	—	—	—	要注意
70			オオチャバネセセリ	—	—	—	—	VU
71		シジミチョウ	シルビアシジミ	—	—	EN	—	CR
72		タテハチョウ	スミナガシ本土亜種	—	—	—	—	要注意
73			アサマイチモンジ	—	—	—	—	VU
74		シャクガ	シロオビアオシャク	—	—	—	—	希少
75		ヒトリガ	マエアカヒトリ	—	—	NT	—	CR+EN
76			ヤネホソバ	—	—	NT	—	—
77		ヤガ	ナミグルマツバ	—	—	—	—	NT
78			ハマオモトヨトウ	—	—	—	—	NT
79			コシロシタバ	—	—	NT	—	—
80			ウスミミモンキリガ	—	—	NT	—	—
81			ミスジキリガ	—	—	NT	—	—
82	ハエ (双翅)	デガシラバエ	オオハチモドキバエ	—	—	—	—	DD
83	コウチュウ (鞘翅)	ホソクビゴミムシ	ヒメホソクビゴミムシ	—	—	—	—	VU
84		オサムシ	オオヨツボシゴミムシ	—	—	—	—	VU
85			ヨツモンカタキバゴミムシ	—	—	—	—	NT

第3.1-36表(3) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
86	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	ハマベニズギワゴミムシ	—	—	—	—	NT
87			フタボシチビゴミムシ	—	—	—	—	NT
88			ヒトツメアオゴミムシ	—	—	NT	—	EX
89			ツヤヒメヒヨウタンゴミムシ	—	—	—	—	DA
90			オオアオホソゴミムシ	—	—	—	—	CR+EN
91			キイロホソゴミムシ	—	—	EN	—	CR+EN
92			コチビヒヨウタンゴミムシ	—	—	—	—	NT
93			オオヒラタトクリゴミムシ	—	—	CR	—	EX
94			ヨツボシゴミムシ	—	—	—	—	NT
95			トカラコミズギワゴミムシ	—	—	—	—	DD
96			クロサヒラタアトキリゴミムシ	—	—	—	—	要注意
97			ヒロムネナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
98			オオナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
99			オオキンナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
100			アシミゾナガゴミムシ	—	—	—	—	NT
101			ヨコハマナガゴミムシ	—	—	CR	—	CR+EN
102			クロサマメゴモクムシ	—	—	—	—	NT
103			タオマメゴモクムシ	—	—	—	—	NT
104			クビナガヨツボシゴミムシ	—	—	DD	—	VU
105			キュウシュウツヤゴモクムシ	—	—	—	—	NT
106	ハンミョウ	ホソハンミョウ		—	—	VU	—	CR+EN
107	ゲンゴロウ	クロズマメゲンゴロウ		—	—	—	—	VU
108		シマケシゲンゴロウ		—	—	—	—	DB
109		ゲンゴロウ		—	国内	VU	—	EX
110		コガタノゲンゴロウ		—	—	VU	—	EX
111		マルガタゲンゴロウ		—	国内	VU	—	CR
112		シマゲンゴロウ		—	—	NT	—	EN
113		コマルケシゲンゴロウ		—	—	NT	—	—
114		ケシゲンゴロウ		—	—	NT	—	CR
115		ツブゲンゴロウ		—	—	—	—	EX
116		コウベツツブゲンゴロウ		—	—	NT	—	DB
117		ルイツツブゲンゴロウ		—	—	VU	—	EX
118		シャーブツブゲンゴロウ		—	—	NT	—	EX
119	ミズスマシ	オオミズスマシ		—	—	NT	—	CR
120		コミズスマシ		—	—	EN	—	VU
121		ミズスマシ		—	—	VU	—	NT
122	コガシラミズムシ	ヒメコガシラミズムシ		—	—	—	—	EX
123		マダラコガシラミズムシ		—	—	VU	—	DD
124		コガシラミズムシ		—	—	—	—	EN
125	コツブゲンゴロウ	コツブゲンゴロウ		—	—	—	—	VU
126	ガムシ	タマガムシ		—	—	—	—	EN
127		マルヒラタガムシ		—	—	NT	—	DA
128		スジヒラタガムシ		—	—	NT	—	—
129		コガムシ		—	—	DD	—	NT
130		ガムシ		—	—	NT	—	CR
131		クナシリシジミガムシ		—	—	—	—	DB
132	シデムシ	オニヒラタシデムシ		—	—	—	—	EX
133		ヒメヒラタシデムシ		—	—	—	—	VU
134		ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ	—	—	—	—	NT
135	クワガタムシ	ヒラタクワガタ本土亜種		—	—	—	—	VU

第3.1-36表(4) 確認された重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
136	コウチュウ (鞘翅)	アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ	—	—	—	—	NT
137			ヤマトケシマグソコガネ	—	—	—	—	NT
138			ヒゲコガネ	—	—	—	—	VU
139			シラホシハナムグリ	—	—	—	—	EX
140		タマムシ	ウバタマムシ	—	—	—	—	NT
141			タマムシ	—	—	—	—	要注意
142			クロチビタマムシ	—	—	—	—	CR+EN
143		コメツキムシ	ウバタマコメツキ	—	—	—	—	NT
144		ホタル	ヘイケボタル	—	—	—	—	NT
145			スジグロボタル	—	—	—	—	NT
146		ツツキノコムシ	トカラナガツツキノコムシ	—	—	—	—	VU
147		ホソカタムシ	ハヤシヒメヒラタホソカタムシ	—	—	—	—	VU
148		ゴミムシダマシ	ツメアカマルチビゴミムシダマシ	—	—	—	—	NT
149		カミキリムシ	オオマルクビヒラタカミキリ	—	—	—	—	DB
150			ルリカミキリ	—	—	—	—	VU
151			シロスジカミキリ	—	—	—	—	要注意
152			オオアオカミキリ	—	—	—	—	DA
153			ミドリカミキリ	—	—	—	—	NT
154			クロトカラカミキリ	—	—	—	—	VU
155			キイロトカラカミキリ	—	—	—	—	要注意
156			ナカバヤシモブトカミキリ	—	—	—	—	VU
157			ムネアカクロハナカミキリ	—	—	—	—	NT
158			カタキハナカミキリ	—	—	—	—	NT
159			クリストフコトカラカミキリ	—	—	—	—	希少
160			ネジロカミキリ	—	—	—	—	NT
161			ヨツボシカミキリ	—	—	EN	—	CR+EN
162			モモグロハナカミキリ	—	—	—	—	NT
163			トラフカミキリ	—	—	—	—	要注意
164			ブドウトラカミキリ	—	—	—	—	NT
165	ハムシ	コヤツボシツツハムシ	コヤツボシツツハムシ	—	—	—	—	CR+EN
166			ジュンサイハムシ	—	—	—	—	CR+EN
167			クロコトビハムシ	—	—	—	—	DD
168			スイバトビハムシ	—	—	—	—	DD
169			アワクビボソハムシ	—	—	—	—	NT
170		ヒゲナガゾウムシ	アサマノミヒゲナガゾウムシ	—	—	—	—	VU
171	ハチ (膜翅)	コマユバチ	ウマノオバチ	—	—	NT	—	VU
172		セイボウ	ミヤマツヤセイボウ	—	—	DD	—	DD
173		ギングチバチ	キユビギングチ	—	—	DD	—	—
174		ドロバチモドキ	ヤマトスナハキバチ本土亜種	—	—	DD	—	—
175			キアシハナダカバチモドキ	—	—	VU	—	CR+EN
176		ハキリバチ	クズハキリバチ	—	—	DD	—	—
合計	8目	59科	176種	0種	3種	51種	0種	165種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-31表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省HP、令和7年7月閲覧)を参考にし、この文献にない種は各参照文献の情報を参考にした。

② 動物の注目すべき生息地（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地（陸域）は、第3.1-37表の選定根拠に基づき選定した。

その結果は、第3.1-38表及び第3.1-28図のとおり、重要野鳥生息地である「東京湾奥部」及び生物多様性重要地域である「東京湾」が確認されている。

また、海鳥コロニーデータベース等によれば、東扇島周辺でコアジサシのコロニーが確認されている。

第3.1-37表(1) 動物の注目すべき生息地の選定根拠（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁HP、令和7年7月閲覧)
2	「自然公園法」(昭和32年法律第161号)により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」(昭和32年法律第161号)
3	「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
4	ラムサール条約湿地に指定されているもの	ラムサール条約登録湿地	「日本のラムサール条約湿地」(環境省、令和7年)
5	重要野鳥生息地（IBA）に指定されているもの	重要野鳥生息地	「重要野鳥生息地（IBA）」(公益財団法人日本野鳥の会HP、令和7年7月閲覧)
6	海鳥の重要生息地（マリーンIBA）に指定されているもの	海鳥の重要生息地	「マリーンIBA白書 海鳥から見た日本の重要海域」(公益財団法人日本野鳥の会、平成28年)
7	生物多様性重要地域（KBA）に指定されているもの	生物多様性重要地域	「KBA」(コンサバーション・インターナショナル・ジャパンHP、令和7年7月閲覧)
8	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）に指定されているもの	シギ・チドリ類ネットワーク ツル類ネットワーク ガンカモ類ネットワーク	「東アジア・オーストラリア地域 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
9	海鳥コロニーデータベースに指定されているもの	海鳥の繁殖地	「海鳥コロニーデータベース」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
10	生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省HP、令和7年7月閲覧)
11	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号)

第 3.1-37 表(2) 動物の注目すべき生息地の選定根拠（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
12	「神奈川県立自然公園条例」(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
13	「自然環境保全条例」(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)により指定されているもの	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
14	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
15	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)に記載されているもの	コアジサシ繁殖地	「東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)

第 3.1-38 表 確認された注目すべき生息地の概要

名 称	選定根拠	概 要
東京湾奥部	重要野鳥生息地 (IBA)	重要鳥類生息地 (IBA) として、おもに群れをつくる水鳥が生息する重要湿地として東京湾奥部が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲に含まれる範囲は「東京湾奥部」として指定されている範囲のうち、「多摩川河口」となる。
東京湾	生物多様性重要地域 (KBA)	対象事業実施区域及びその周囲に含まれる自治体は「東京湾」として指定されている範囲のうち、「東京都大田区、神奈川県川崎市川崎区」となる。
東扇島産業廃棄物処理場	海鳥コロニーデータベース	1990 年にコアジサシのコロニー (100 羽以下の規模) が確認されている。
東扇島南西部	東扇島におけるコアジサシ <i>Sterna albifrons</i> の繁殖	2000 年に川崎区東扇島南西部の埠頭予定地で、成鳥、幼鳥合わせ最大約 2,200 羽、雛及び卵多数からなるコロニーが確認されている

「重要野鳥生息地 (IBA)」(公益財団法人日本野鳥の会 HP、令和 7 年 7 月閲覧)

「KBA」(コンサバーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 7 月閲覧)

「海鳥コロニーデータベース」(環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)

「東扇島におけるコアジサシ *Sterna albifrons* の繁殖」(川崎市青少年科学館紀要、平成 13 年)

より作成



第 3.1-28 図 重要な種、注目すべき生息地の分布

(3) 海域の動物相の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生息する動物の状況は、第 3.1-39 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、対象事業実施区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

対象事業実施区域の周辺海域における動物相の概要は、第 3.1-40 表のとおりである。

魚等の遊泳動物ではアカエイ、メバル、マハゼ等の 103 種以上、潮間帯及び底生生物では、ムラサキハナギンチャク、アカニシ、イッカククモガニ等の 322 種以上、動物プランクトンでは *Favella ehrenbergii*、*Oithona davisae*、カイアシ目のノープリウス幼生等 36 種以上、卵ではカタクチイワシ、ネズッポ科、メイタガレイ属等の 3 種以上、稚仔ではカタクチイワシ、ネズッポ科、ハゼ科等 9 種以上が確認されている。

第 3.1-39 表 文献その他の資料（動物：海域）

No.	文献名	魚等の遊泳動物	潮間帯及び底生生物	動物プランクトン	卵・稚仔
1	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)	○	○		
2	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)	○			
3	「水質年報 平成 20 年度、平成 30～令和 3 年度」(川崎市、平成 22 年、令和元、3～5 年)	○	○	○	○
4	「水環境データ集 令和 4～5 年度」(川崎市、令和 6～7 年)	○	○	○	○
5	「川崎港の生きもの」(川崎市、平成 23 年、平成 31 年)	○	○	○	
6	「川崎港の公園周辺の生きもの」(川崎市、平成 27 年)	○	○		
7	「横浜の川と海の生物 第 14 報 海域編、第 15 報 海域編」 (横浜市、平成 30 年、令和 4 年)	○	○		
8	「川崎市港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年)	○	○	○	○
9	「川崎港港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、令和 6 年)	○	○	○	○

第3.1-40表 動物相の概要（海域）

項目	確認種
魚等の遊泳動物	アカエイ、コノシロ、カタクチイワシ、マルタ、ボラ、メバル、ハオコゼ、アイナメ、スズキ、クロダイ、ウミタナゴ、イソギンポ、マハゼ、スジハゼ、ヌマチチブ、マコガレイ、アミメハギ、クサフグ、マダコ等 (103種以上)
潮間帯動物 及び 底生生物	刺胞動物門（タテジマイソギンチャク、ムラサキハナギンチャク）、軟体動物門（アカニシ、レイシガイ、イボニシ、サルボウ、ムラサキイガイ、ミドリイガイ、マガキ、ホンビノスガイ、アサリ、クロヘリアメフラシ、フレリトゲアメフラシ）、環形動物門（オニスピオ、ミズヒキゴカイ、ゴカイ、エゾカサネカンザシ）、節足動物門（シロスジフジツボ、ホソヨコエビ、ユビナガホンヤドカリ、イッカククモガニ、イシガニ、ケフサイソガニ）、棘皮動物門（イトマキヒトデ、モミジガイ、サンショウウニ、マナマコ）、原索動物門（カタユウレイボヤ、エボヤ、シロボヤ）等 (322種以上)
動物プランクトン	<i>Tintinnopsis</i> sp.、 <i>Favella ehrenbergii</i> 、マキガイ綱のヴェリジャー幼生、ニマイガイ綱の殻頂期幼生、ゴカイ綱のネクトキータ幼生、 <i>Evadne nordmanni</i> 、 <i>Paracalanus parvus</i> 、 <i>Oithona daviseae</i> 、カイアシ目のノープリウス幼生、ヒトデ綱のビピンナリア幼生、 <i>Oikopleura dioica</i> 等 (36種以上)
卵・稚仔	卵 カタクチイワシ、ネズッポ科、メイタガレイ属等 (3種以上) 稚仔 カタクチイワシ、メバル属、イソギンポ、ネズッポ科、ハゼ科等 (9種以上)

- 注：1. 種の確認をした出典は、第3.1-39表のとおりである。
2. 種の配列、種名は「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成25年）、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑〔I、II〕」（保育社、平成4年）、「日本近海産貝類図鑑 第2版」（東海大学出版会、平成29年）及び「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。
3. 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。

(4) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（海域）

① 重要な種

対象事業実施区域の周辺海域において確認された種について、第 3.1-41 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-42 表及び第 3.1-43 表のとおりであり、確認された重要な種は、魚等の遊泳動物 18 種、潮間帯動物及び底生生物 11 種である。

第 3.1-41 表(1) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドリスト 2020」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省、令和 2 年)
IV	「環境省版海洋生物レッドリスト」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(環境省、平成 29 年)
V	「水産庁版海洋生物レッドリスト」(水産庁)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「海洋生物レッドリストの公表について」(水産庁、平成 29 年)
VI	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会)に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年)

第 3.1-41 表(2) 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等	
VII	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物	
VIII	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注意：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DA：情報不足 A DB：情報不足 B 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群	「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)

第3.1-42表 文献その他の資料による動物の重要な種（魚等の遊泳動物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	メジロザメ	ドチザメ	ホシザメ	—	—	—	NT	—	—	—	—
2	トビエイ	ツバクロエイ	ツバクロエイ	—	—	—	DD	—	—	—	—
3	コイ	コイ	マルタ	—	—	—	—	—	—	—	VU
4			ウグイ	—	—	—	—	—	—	—	NT
5	ボラ	ボラ	メナダ	—	—	—	—	—	—	—	DD
6	スズキ	タイ	キチヌ	—	—	—	—	—	—	—	DD
7		ハゼ	アカハゼ	—	—	—	NT	—	—	—	—
8			コモチジャコ	—	—	—	NT	—	—	—	—
9			ヒモハゼ	—	—	NT	—	—	—	—	DD
10			ウロハゼ	—	—	—	—	—	—	—	注目
11			エドハゼ	—	—	VU	—	—	—	—	DD
12			スミウキゴリ	—	—	—	—	—	—	—	NT
13			ミミズハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
14			イソミミズハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
15			トビハゼ	—	—	NT	—	—	危急	—	EN
16			マサゴハゼ	—	—	VU	—	—	—	—	DD
17		クロユリハゼ	サツキハゼ	—	—	—	—	—	—	—	DD
18	コウイカ	コウイカ	シリヤケイカ	—	—	—	—	—	減少	—	—
合計	6目	8科	18種	0種	0種	4種	4種	0種	2種	0種	13種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-41表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「日本産魚類検索 全種の同定第三版」（東海大学出版会、平成25年）を参考にした。

第3.1-43表 文献その他の資料による動物の重要な種（潮間帯動物及び底生生物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ハナギンチャク	ハナギンチャク	ムラサキハナギンチャク	—	—	—	—	—	減少	—	—
2	ニナ	ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ	—	—	NT	—	—	—	—	—
3	バイ	アッキガイ	アカニシ	—	—	—	—	—	減少	—	—
4	フネガイ	フネガイ	アカガイ	—	—	—	—	—	減少	—	—
5	ウグイスガイ	ハボウキガイ	タイラギ	—	—	NT	—	—	減少	—	—
6	マルスダレガイ	ニッコウガイ	サクラガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
7		シオサザナミ	マスオガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
8		カワホトトギス	マゴコロガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
9		フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
10	オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ	—	—	NT	—	—	—	—	—
11	エビ	イワガニ	モクズガニ	—	—	—	—	—	減傾	—	—
合計	8目	11科	11種	0種	0種	7種	0種	0種	5種	0種	0種

注：1. 選定根拠の欄の記号は、第3.1-41表に基づくものである。

2. 選定根拠の欄の「—」は、該当しないことを示す。

3. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）、「原色検索日本海岸動物図鑑 [I・II]」（保育社、平成4年）、「日本近海産貝類図鑑 第2版」（東海大学出版会、平成29年）及び「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

② 注目すべき生息地（海域）

対象事業実施区域の周辺海域における、動物の注目すべき生息地（海域）は、第 3.1-44 表の選定根拠に基づき選定した。

調査結果は、第 3.1-45 表及び第 3.1-29 図のとおりであり、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「東京湾奥部」が確認されている。

第 3.1-44 表 動物の注目すべき生息地の選定根拠（海域）

選定根拠		選定基準	参考文献等
I	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
II	「自然公園法」により指定されているもの	国立公園 国定公園	「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）
III	生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されているもの	生物多様性の観点から重要度の高い海域	「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
IV	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により指定されているもの	生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
V	「神奈川県立自然公園条例」により指定されているもの	県立自然公園	「県内の自然公園」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）

第 3.1-45 表 動物の注目すべき生息地の概要（海域）

名 称	選定根拠	概 要
東京湾奥部	III	東京湾はかつては広大な河口及び干潟が広がっていたが、現在では数ヵ所を残すのみとなっており、当該海域はそれらのわずかに残された干潟や河口生態系を含む。 対象事業実施区域の周囲に位置する多摩川河口は、東京湾でまとまった規模の塩性湿地を含む河口干潟が残されている唯一の水域であり、56 種のベントスが確認されるなど、さまざまな生物相が確認されている（56 種のうち 16 種が希少種・絶滅危惧種）。 同河口域は、東京湾内のいわゆる「干潟ネットワーク」の重要な生息環境の一つとなっている可能性もある。

〔「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

③ 干潟・藻場・サンゴ礁

対象事業実施区域の周辺海域における干潟の状況は第 3.1-46 表及び第 3.1-29 図のとおりであり、多摩川河口干潟が確認されている。

藻場及びサンゴ礁は確認されていない。

第 3.1-46 表 干潟の概要

名 称	タイプ	底質区分	概 要
多摩川河口	河口	砂泥	多摩川河口干潟は 15ha の河口干潟である。底質は砂泥質であり、釣りに利用されている。

「第 4 回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査） 第 1 卷 干潟」
(環境庁・財団法人 海中公園センター、平成 6 年)
「自然環境保全基礎調査 干潟調査（第 5 回）」
(生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧)

より作成



第 3.1-29 図 注目すべき生息地の分布（海域）

2. 植物の生育の状況

(1) 植物相及び植生の概要（陸域）

① 植物相の概要（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における陸域に生育する植物相の状況は、第 3.1-47 表に示す文献その他の資料に記載されている川崎市川崎区及び横浜市鶴見区の情報を用いて整理した。

文献その他の資料により、生育が確認された植物相の概要は、第 3.1-48 表のとおりであり、シダ植物 61 種、裸子植物 3 種、被子植物の真正双子葉類 501 種、単子葉類 227 種、その他 16 種の合計 808 種が確認されている。

第 3.1-47 表 文献その他の資料（植物相：陸域）

No.	文献名
1	「神奈川県植物誌 2018」 (神奈川県植物誌調査会、平成 30 年)
2	「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」 (国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
3	「川崎市の種子植物相（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)
4	「川崎市におけるシダ植物の分布状況と希少度ランク（第 8 次川崎市自然環境調査報告）」 (川崎市教育委員会、平成 28 年)

第 3.1-48 表 植物相の概要（陸域：文献その他の資料）

分類	確認種	科数	種数	
シダ植物	スギナ、カニクサ、イノモトソウ、イヌワラビ、ヒメイタチシダ、イノデ、ノキシノブ等	15	61	
種子植物	裸子植物	イチョウ、クロマツ、イヌガヤ	3	
	真正双子葉類	クサノオウ、アオツヅラフジ、タガラシ、コモチマンネングサ、ヤブマメ、シロツメクサ、ヤマグワ、ノイバラ、スダジイ、アカメガシワ、メマツヨイグサ、ハマダイコン、シロザ、ヤブツバキ、トウネズミモチ、ヨモギ、ウラジロチコグサ、ノチドメ等	83	501
	単子葉類	ショウブ、エビモ、ヤマユリ、キンラン、ネジバナ、ノビル、ジャノヒゲ、クサイ、イセウキヤガラ、カラスムギ、ハマエノコロ等	20	227
	その他	フサジュンサイ、シキミ、フタリシズカ、ドクダミ、コブシ、ホオノキ、ニッケイ、タブノキ等	7	16
合計			128 808	

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-47 表のとおりである。

2. 種の配列、種名は「令和 6 年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省 HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。

② 植生の概要（陸域）

a. 植生

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生の概要は、第3.1-49表及び第3.1-30図のとおりである。

対象事業実施区域は工場地帯であり、その周囲は工場地帯、市街地、開放水域が大部分を占めており、一部にその他植林、路傍・空地雑草群落等の植生がみられる。多摩川の河川敷は、ヨシクラスや塩沼地植生等の植生自然度の高い植生が見られる。

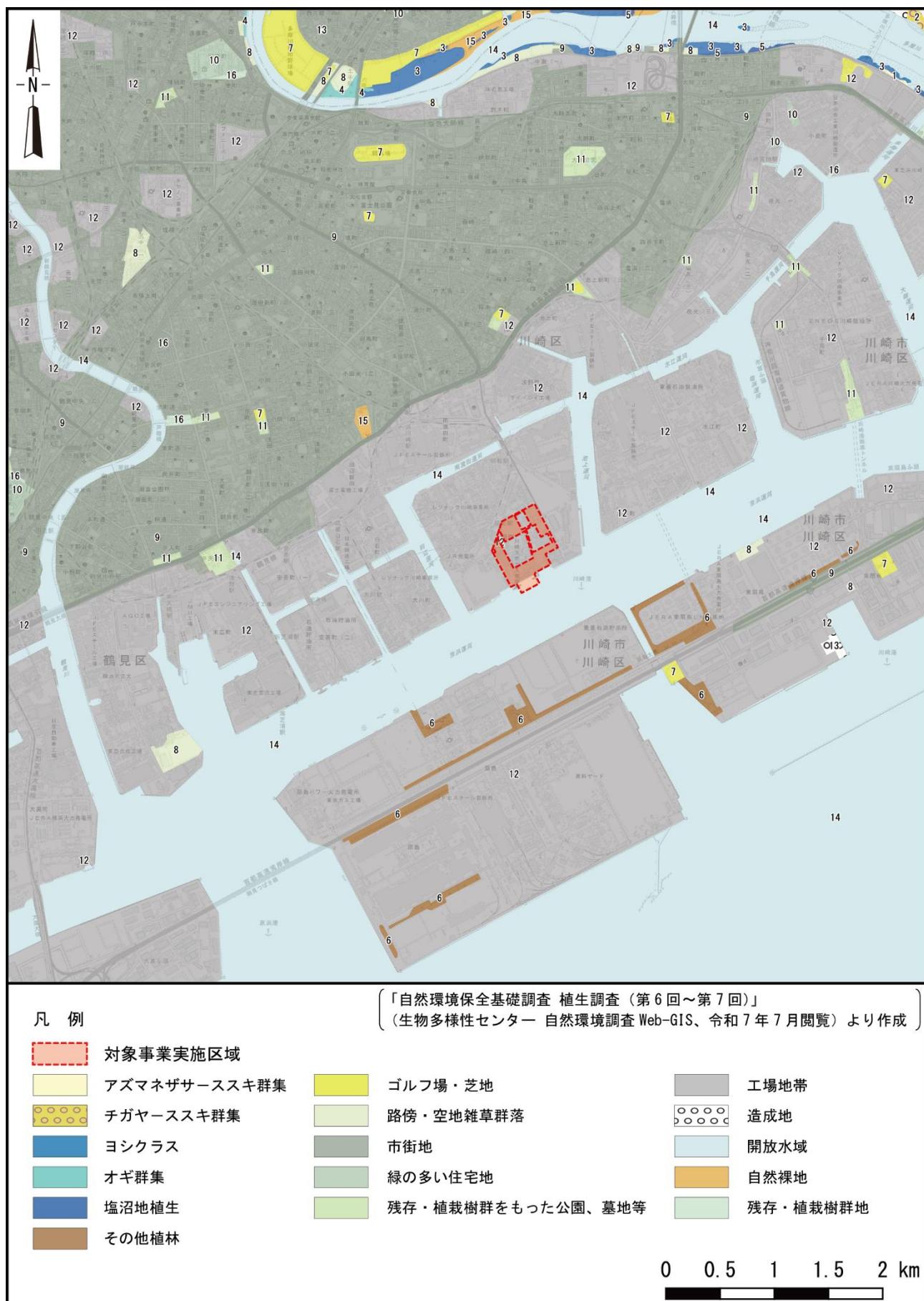
第3.1-49表 現存植生の概要

植生区分	大区分	図中番号	群落名	植生自然度
ヤブツバキクラス域 代償植生	二次草原	1	アズマネザーススキ群集	5
		2	チガヤーススキ群落	5
河辺・湿原・沼沢地・ 砂丘植生	湿原・河川・池沼植生	3	ヨシクラス	10
		4	オギ群集	10
	塩沼地植生	5	塩沼地植生	10
植林地・耕作地植生	植林地	6	その他植林	6
	牧草地・ゴルフ場・芝地	7	ゴルフ場・芝地	4
	耕作地	8	路傍・空地雑草群落	4
その他	市街地等	9	市街地	1
		10	緑の多い住宅地	2
		11	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
		12	工場地帯	1
		13	造成地	1
		14	開放水域	—
		15	自然裸地	—
		16	残存・植栽樹群地	3

「自然環境保全基礎調査 植生調査（第6回～第7回）」

（生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和7年7月閲覧）

「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（平成28年3月、環生多発第1603312号）より作成



第3.1-30図 現存植生

b. 植生自然度

第 3.1-50 表に示す植生自然度区分により整理した、対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は、第 3.1-49 表及び第 3.1-31 図のとおりである。

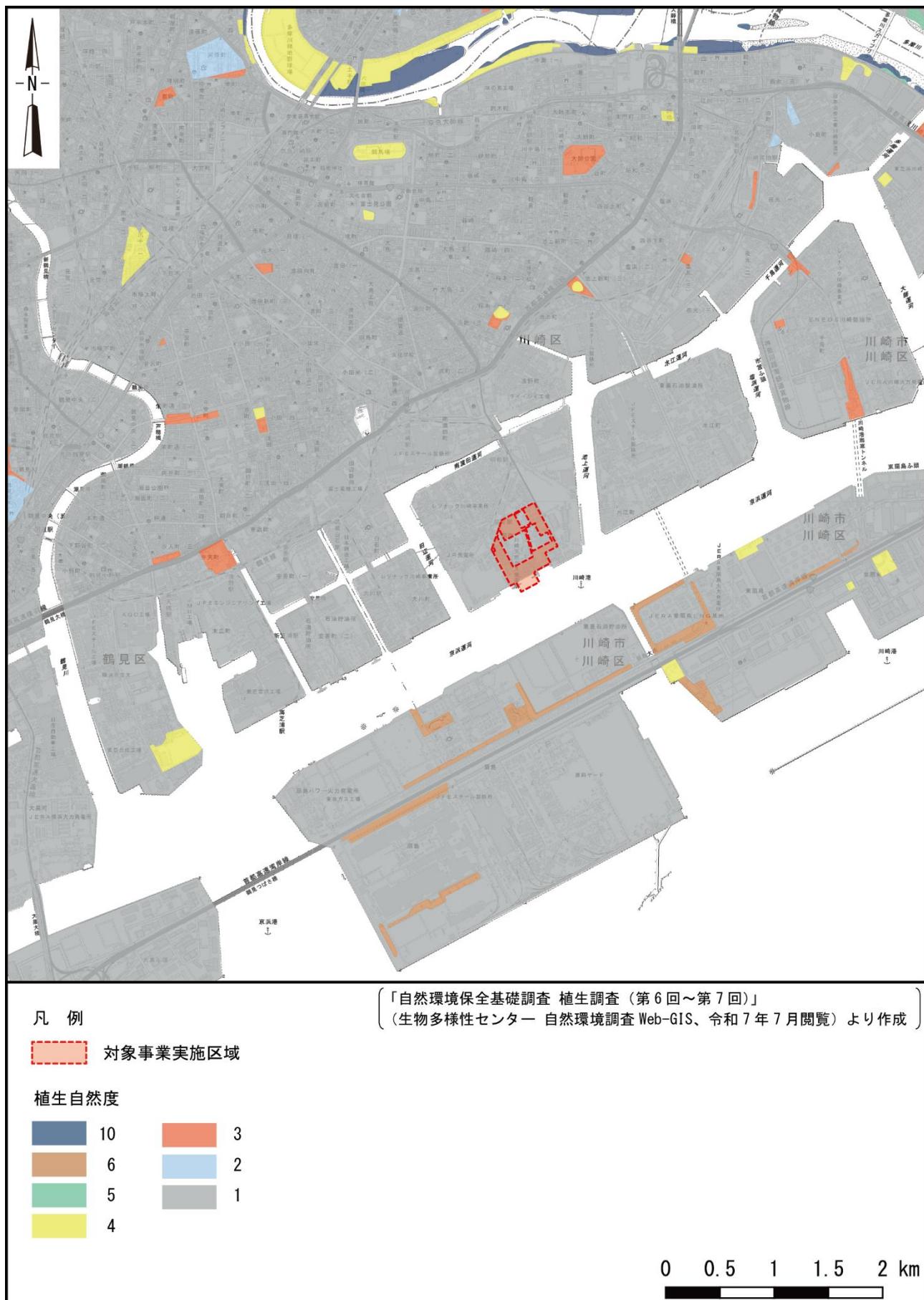
対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は大部分が 1 であり、その中に植生自然度 3~6 が散在している。多摩川の河川敷では植生自然度 10 がみられる。

第 3.1-50 表 植生自然度区分（凡例）

植生自然度	区分内容	区分基準	備考
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	河辺の植生は自然性の高い草原のみを植生自然度 10 とする。
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	自然低木林は植生自然度 9 とする。
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区	二次林のうち、全く自然ではないが長期間放置され大径木が多く構成種が豊富な地区は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 8 とする。
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	—
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	—
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原	都市河川のツルヨシ群集やオギ群集、耕作放棄地のセイタカヨシ群落等の人工的に造成された立地の群落は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し植生自然度 5 にする。
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雜草群落、放棄畠雜草群落	—
3	外来種植林農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畠、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	—
2	外来種草原農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	—
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	—

注：植生区分で開放水域に該当する箇所は除く。

〔「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（平成 28 年 3 月、環生多発第 1603312 号）より作成〕



第3.1-31図 植生自然度

(2) 重要な種及び重要な群落の概要（陸域）

① 重要な種

対象事業実施区域及びその周囲において確認された種について、第 3.1-51 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

選定結果は第 3.1-52 表のとおりであり、23 種が確認されている。

第 3.1-51 表 重要な種（植物種）の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」に基づき指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号）
III	「レッドデータブック」（環境省）に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物維管束植物」（環境省、令和 7 年）
IV	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物 「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和 6 年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
V	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧I類 CR：絶滅危惧IA 類 EN：絶滅危惧IB 類 VU：絶滅危惧II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種 「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」（神奈川県、令和 4 年）

第3.1-52表 確認された重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定根拠				
				I	II	III	IV	V
1	ウラボシ	オシダ	イヌイワイタチシダ	—	—	—	—	NT
2	クサスギカズラ	ラン	キンラン	—	—	NT	—	NT
3			クグスマラン	—	—	VU	—	—
4	イネ	イグサ カヤツリグサ	ヒメコウガイゼキショウ	—	—	—	—	VU
5			イセウキヤガラ	—	—	—	—	EN
6			ジョウロウスグ	—	—	VU	—	EN
7			ヤガミスグ	—	—	—	—	VU
8			ヒメモエギスグ	—	—	—	—	EN
9			シオクグ	—	—	—	—	NT
10			カンエンガヤツリ	—	—	VU	—	EN
11			イネ	アイアシ	—	—	—	VU
12	マツモ	マツモ	マツモ（広義）	—	—	—	—	EN
13	マメ	マメ	レンリソウ	—	—	—	—	EN
14	アオイ	アオイ	ハマボウ	—	—	—	—	EN
15	ナデシコ	タデ	アキノミチヤナギ	—	—	—	—	VU
16			コギシギシ	—	—	NT	—	—
17		ナデシコ	ウシオツメクサ	—	—	—	—	CR
18		ヒュ	ホソバハマアカザ	—	—	—	—	VU
19	シソ	オオバコ	トウオオバコ	—	—	—	—	VU
20			カワヂシャ	—	—	NT	—	—
21		シソ	カリガネソウ	—	—	—	—	VU
22		タヌキモ	タヌキモ	—	—	NT	—	EN
23	キク	キク	ウラギク	—	—	NT	—	EN
合計	9目	15科	23種	0種	0種	8種	0種	20種

注：1. 選定根拠は、第3.1-51表のとおりである。

2. 種の配列及び種名は、「令和6年版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）を参考にした。

② 重要な群落（陸域）

対象事業実施区域及びその周囲における重要な群落は、第3.1-53表の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

選定結果は第3.1-54表及び第3.1-32図のとおりであり、特定植物群落が2件指定されている。

第3.1-53表 重要な群落の選定基準（陸域）

No.	選定根拠	選定基準	参考文献等
1	「文化財保護法」により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁HP、令和7年7月閲覧）
2	「自然環境保全法」により指定されているもの	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省HP、令和7年7月閲覧）
3	環境省の自然環境保全基礎調査に取り上げられているもの	特定植物群落 A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 亂獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）特定植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落の分布 全国版」（環境庁、昭和57年）、 「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 全国版」（環境庁、昭和63年）、 「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成12年）
4	植物群落レッドデータ・ブックに取り上げられているもの	1: 要注意 2: 破壊の危惧 3: 対策必要 4: 緊急に対策必要	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J、WWF Japan、平成8年）
5	「自然環境保全条例」（により指定されているもの）	県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
6	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」により指定されているもの	神奈川県指定天然記念物 川崎市指定天然記念物 横浜市指定天然記念物	「神奈川県文化財目録」（神奈川県、令和6年） 「市内文化財案内」（川崎市教育委員会HP、令和7年7月閲覧） 「文化財・埋蔵文化財」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）

第 3.1-54 表 重要な群落の概要

名 称	選定根拠	選定基準	相観区分	立地区分	面 積 (ha)
多摩川口の塩生植物群落	3	D	海浜植生	河口	0.20
多摩川河口の塩生植物群落	4	3	—	—	—
六郷低水敷の汽水帶植物群落	3	D	海浜植生	—	36.4
	4	3	—	—	—

注：選定根拠は、第 3.1-53 表のとおりである。

〔「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第 2、3、5 回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧)
 「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J、WWF Japan、平成 8 年）より作成〕

③ 巨樹・巨木林

対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林は、第 3.1-55 表及び第 3.1-32 図のとおりであり、2 件の巨樹・巨木林が確認されている。

第 3.1-55 表 巨樹・巨木林の概要

図中番号	樹 種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	イチョウ	500	10
2	イチョウ	300	13

注：図中番号は、第 3.1-32 図に対応している。

〔「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第 6 回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS、令和 7 年 7 月閲覧) より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 特定植物群落
- 巨樹

「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第2,3,5回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS、令和7年7月閲覧)
 「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査（第6回）」
 (生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS、令和7年7月閲覧)より作成

注：出典「植物群落レッド・データブック」掲載の群落については、
 位置の詳細が不明であるため、図示していない。

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-32図 重要な群落（陸域）及び巨樹・巨木林

(3) 海域の植物相の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生育する植物の状況は、第 3.1-56 表に示す文献その他の資料により整理した。

調査対象範囲は、対象事業実施区域の周辺海域である川崎市沿岸及び横浜市鶴見区沿岸とした。

対象事業実施区域の周辺海域における植物相の概要は、第 3.1-57 表のとおりである。

海藻草類ではアナアオサ、ワカメ、ベニスナゴ等の 15 種以上、植物プランクトンでは *Prorocentrum dentatum*、*Skeletonema costatum**、*Thalassiosira* 属等の 80 種以上が確認されている。

第 3.1-56 表 文献その他の資料（植物：海域）

No.	文献名	海藻草類	植物プランクトン
1	「水質年報 平成 20 年度、平成 22 年度、平成 30～令和 3 年度」（川崎市、平成 22 年、平成 23 年、令和元、3～5 年）	○	○
2	「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）	○	○
3	「川崎港の生きもの」（川崎市、平成 23 年、平成 31 年）	○	
4	「川崎市港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、平成 26 年)	○	○
5	「川崎港港湾計画資料（その 2）－改訂－」 (川崎港港湾管理者・川崎市、令和 6 年)	○	○

第 3.1-57 表 植物相の概要（海域）

項目	確認種
海藻草類	アナアオサ、ハネモ属、ワカメ、ススキケベニ、ベニスナゴ、ムカデノリ属、イトグサ属、珪藻綱、藍藻綱等 (15 種以上)
植物プランクトン	ユレモ科、 <i>Prorocentrum dentatum</i> 、 <i>Gymnodinium</i> 属、 <i>Noctiluca scintillans</i> 、ペリディニウム目、 <i>Distephanus speculum</i> 、 <i>Skeletonema costatum</i> *、 <i>Thalassiosira</i> 属、 <i>Chaetoceros debile</i> 、 <i>Nitzschia</i> 属、 <i>Heterosigma akashiwo</i> 、 <i>EUGLENOPHYCEAE</i> 等 (80 種以上)

注：1. 種の確認をした出典は、第 3.1-56 表のとおりである。

- 種の配列、種名は「新日本海藻目録」（内田老鶴園、平成 9 年）、「BISMAL 海洋生物の多様性と分布情報のデータベース」（国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）HP、令和 7 年 7 月閲覧）を参考にした。
- 出典により主な出現種の情報のみで全種リストが掲載されていない場合があるため、○種以上と記載する。
- **Skeletonema costatum* は、近年の研究において光学顕微鏡で区別できない複数の種からなることが明らかになったが、ここでは出典の記述に従った。

(4) 重要な種の概要（海域）

① 重要な種

文献その他の資料調査において確認された種について、第 3.1-58 表に示す重要な種の選定根拠に基づき、学術上又は希少性の観点から重要な種を選定した。

対象事業実施区域の周辺海域において、海域に生育する植物の重要な種は確認されていない。

第 3.1-58 表 重要な種の選定根拠

選定根拠		参考文献等
I	「文化財保護法」により指定されているもの	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」 (文化庁 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定されているもの	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」 (平成 5 年政令第 17 号)
III	「レッドデータブック」(環境省)に取り上げられているもの	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物 総管束植物」(環境省、令和 7 年) 「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物 藻類」(環境省、令和 7 年)
IV	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会)に取り上げられているもの	危惧：絶滅危惧種 危急：危急種 希少：希少種 減少：減少種 減傾：減少傾向 地域：地域個体群 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック (水産庁)」(財団法人日本水産資源保護協会、平成 12 年)
V	「神奈川県文化財保護条例」、「川崎市文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」に基づき天然記念物に指定されているもの	県天：神奈川県指定天然記念物 川天：川崎市指定天然記念物 横天：横浜市指定天然記念物 「神奈川県文化財目録」(神奈川県、令和 6 年) 「市内文化財案内」(川崎市教育委員会 HP、令和 7 年 7 月閲覧) 「文化財・埋蔵文化財」(横浜市 HP、令和 7 年 7 月閲覧)
VI	「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」に取り上げられているもの	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種 「神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]」(神奈川県、令和 4 年)

② 藻場

「第 4 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」(環境庁、平成 7 年)、「自然環境調査 Web-GIS」(環境省生物多様性センター HP、令和 7 年 7 月閲覧)によると対象事業実施区域の周辺海域において、藻場は確認されなかった。

3. 生態系の状況

(1) 対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分

① 地 形

対象事業実施区域は海岸沿いの埋立地であり、また、周囲は多摩川沿い付近に形成された三角州性の低地等であり、地形の変化はなく平坦である。多摩川河口部は全て埋立地となっており、自然海岸は残されていない。（「3.1.4 地形及び地質の状況 1. 地形の状況」第 3.1-23 図 地形分類）

② 土地利用

対象事業実施区域近傍の埋立地はほとんどが工業用地となっており、また、県道 6 号（主要地方道）東京大師横浜線より内陸側は、ほとんどが住宅や商業施設である。（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-1 図 土地利用の状況）

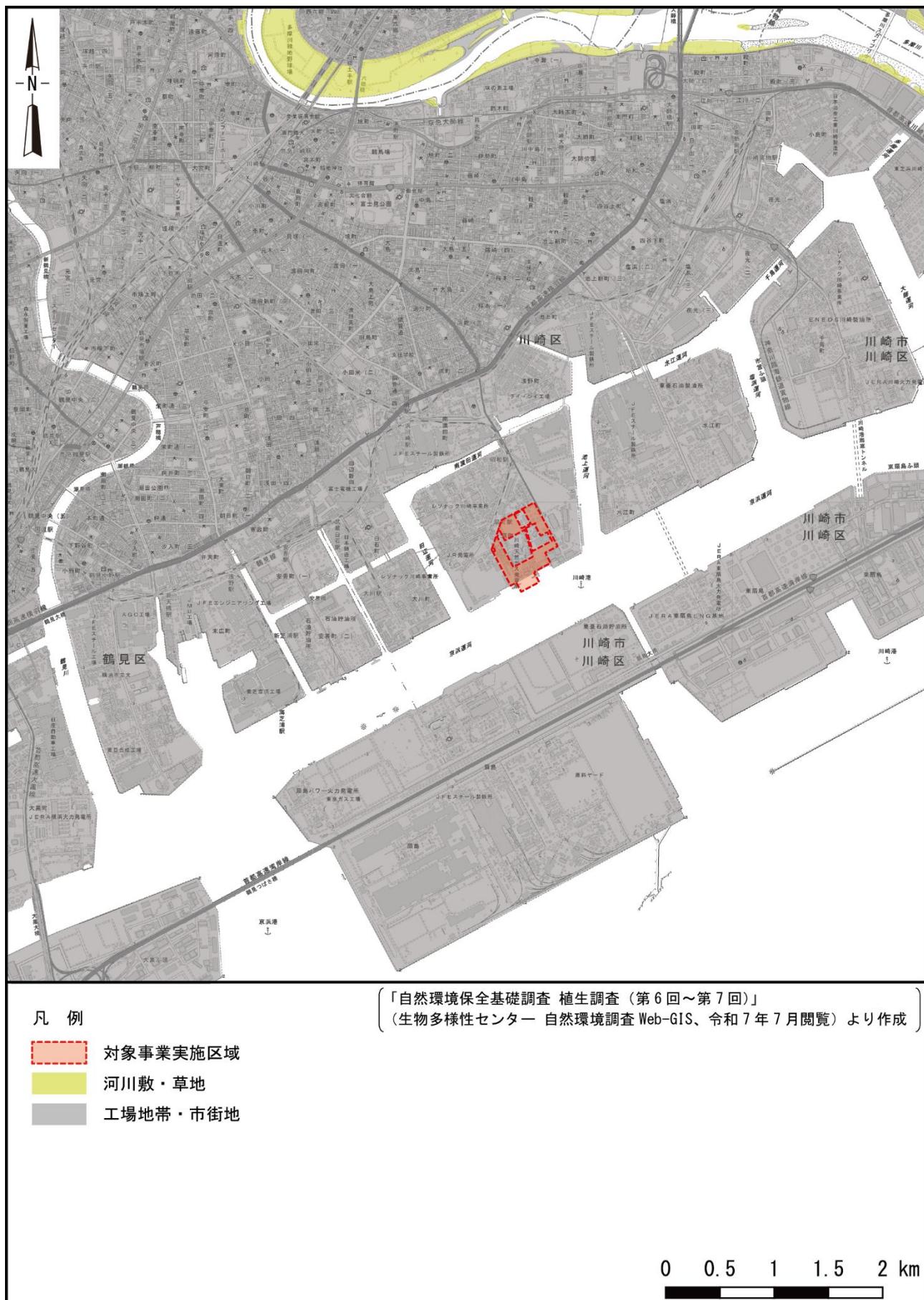
③ 現存植生

土地利用と同様に、対象事業実施区域の周囲は、工場地帯・市街地が大部分となっており、自然植生はほとんど認められない。一部、多摩川沿いにヨシクラス、路傍・空地雜草群落といった河川敷に見られる植生が分布しているのみである。（「2. 植物の生育の状況 (1) 植物相及び植生の概要（陸域）② 植生の概要（陸域）a.植生」第 3.1-30 図 現存植生）

これらの情報に基づいた、対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分は第 3.1-59 表及び第 3.1-33 図のとおりで、対象事業実施区域近傍（約 1km）の範囲は、全て工場地帯・市街地である。

第 3.1-59 表 環境類型区分の概要

環境類型区分	地形区分	土地利用	現存植生
河川敷・草地	自然堤防・砂州、河川敷、三角州性低地	河川敷	アズマネザサーススキ群集、チガヤーススキ群集、ヨシクラス、オギ群集、塩沼地植生、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雜草群落
工場地帯・市街地	三角州性低地、自然堤防・砂州、埋立地	市街地、工場等	その他植林、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雜草群落、市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地、残存・植栽樹群他



第3.1-33図 環境類型区分

(2) 対象事業実施区域及びその周囲の生態系の概要

対象事業実施区域が位置する川崎市では、市内河川の流域に着目し、地域特性等を踏まえて 12 のエリアを設定している。各生態系エリアは第 3.1-34 図のとおりであり、対象事業実施区域は「臨海部生態系エリア」と位置付けられている。

「臨海部生態系エリア」の概況は、以下のとおりである。

- ・自然的環境の分布は少ないが、海域に面しており、事業所の緑地等が存在している。
- ・事業所による緑化活動が活発である。



[「生物多様性かわさき戦略」(川崎市環境局、令和 4 年)より作成]

第 3.1-34 図 川崎市の生態系エリアの設定状況

川崎市では、平成 28 年度に生物多様性の指標の一つとして、現状（平成 25~27 年度）と将来（平成 30~31 年度）の調査時に増減を比較し、生物多様性の状況把握を行うための参考種を設定している。臨海部生態系エリアの参考種は、第 3.1-60 表のとおりである。

第 3.1-60 表 臨海部の生態系エリア参照種

種 群	種名（類似種、備考）
植 物	イタドリ、ハマダイコン、トベラ、カジイチゴ（モミジイチゴ）、ノブドウ、ガガイモ、チガヤ
哺 飲類	ヒナコウモリ科の一種（アブラコウモリ、ヒナコウモリ）
鳥 類	ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、カワウ、コチドリ（イカルチドリ）、シロチドリ（イカルチドリ）、イソシギ（ハマシギ）、ユリカモメ、ウミネコ（セグロカモメ）、コアジサシ、ミサゴ、モズ、オナガ、シジュウカラ（ヒガラ）、メジロ、イソヒヨドリ、ハクセキレイ
爬虫類	ニホンヤモリ
昆 虫類	シオカラトンボ（オオシオカラトンボ）、ハラビロカマキリ、エンマコオロギ、マダラスズ、ショウリョウバッタ（オンブバッタ、ショウリョウバッタモドキ）、クマゼミ、アブラゼミ、ツクツクボウシ（ヒグラシ）、アオドウガネ（ドウガネブイブイ、ヤマトアオドウガネ）、シロテンハナムグリ（シラホシハナムグリ）、アオスジアゲハ、ナミアゲハ（キアゲハ）、ベニシジミ、ツマグロヒヨウモン
底生生物	シオフキガイ（アサリ、ホンビノスガイ）、マテガイ（オオマテガイ）、ゴカイ科（イソゴカイ、 <i>Hediste</i> 属）、フナムシ（キタフナムシ）、テナガエビ、マメコブシガニ、コメツキガニ（チゴガニ）、ケフサイソガニ（タカノケフサイソガニ）

〔「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～
平成 28 年度取組状況報告書」（川崎市環境局、平成 30 年）より作成〕

（3）対象事業実施区域及びその近傍の生態系

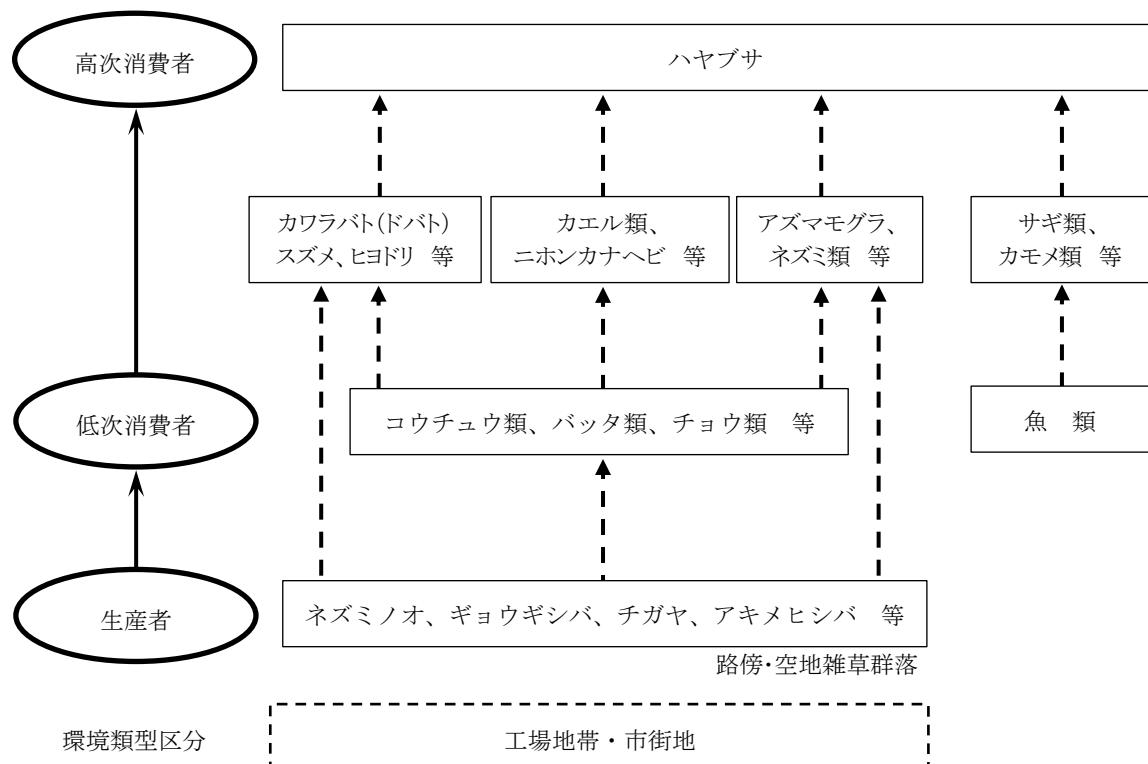
対象事業実施区域及びその近傍が該当する「工場地帯・市街地」について、一般的な生物の生息・生育基盤の種類、特性を考慮し、代表的な動植物の栄養段階に応じて主な出現種を第 3.1-61 表のとおり整理した。

対象事業実施区域及びその近傍における代表的な植生は路傍・空地雑草群落で、低次消費者としては植物食のコウチュウ類、バッタ類、チョウ類の昆虫類、その上位に昆虫類を食するニホンカナヘビ等の爬虫類、雑食性のネズミ類等の小型哺乳類、同様に雑食性のカラバト（ドバト）、スズメ等の鳥類が生息している。水域では、魚類を餌とするサギ類、カモメ類が生息している。これらの生物の最も上位に猛禽類のハヤブサが生息している。

上記の生態系を表した食物連鎖模式は、第 3.1-35 図のとおりであり、ハヤブサを頂点とする限られた構成種からなる生態系と考えられる。

第3.1-61表 栄養段階ごとの主な出現種

環境類型区分		工場地帯・造成地
栄養段階		
消費者	高次	ハヤブサ ニホンカナヘビ、ネズミ類、サギ類、カモメ類 等
	低次	カワラバト(ドバト)、スズメ、魚類 等
		コウチュウ類、バッタ類、チョウ類 等
		ネズミノオ、ギョウギシバ、チガヤ、アキメヒシバ 等
生産者		



第3.1-35図 食物連鎖模式

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域の周辺地域における自然景観資源及び主要な眺望点の状況は第 3.1-62 表、第 3.1-63 表及び第 3.1-36 図のとおりである。

地形、地質、自然現象に係る自然景観資源としては、海成段丘の「下末吉台地」、海食崖の「本牧台地」がある。

また、一般市民による利用頻度が高く、対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点としては、京浜島つばさ公園、川崎マリエン、横浜マリンタワー等がある。川崎市内の主要な眺望点である、ちどり公園、川崎マリエン等は「川崎市景観計画」（川崎市、平成 30 年）において景観資源に該当している。

なお、対象事業実施区域の前面海域の京浜運河では、工場夜景観賞のための観光船が運航されている。

第 3.1-62 表 自然景観資源の状況

名 称	概 要
下末吉台地	海成段丘
本牧台地	海食崖

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

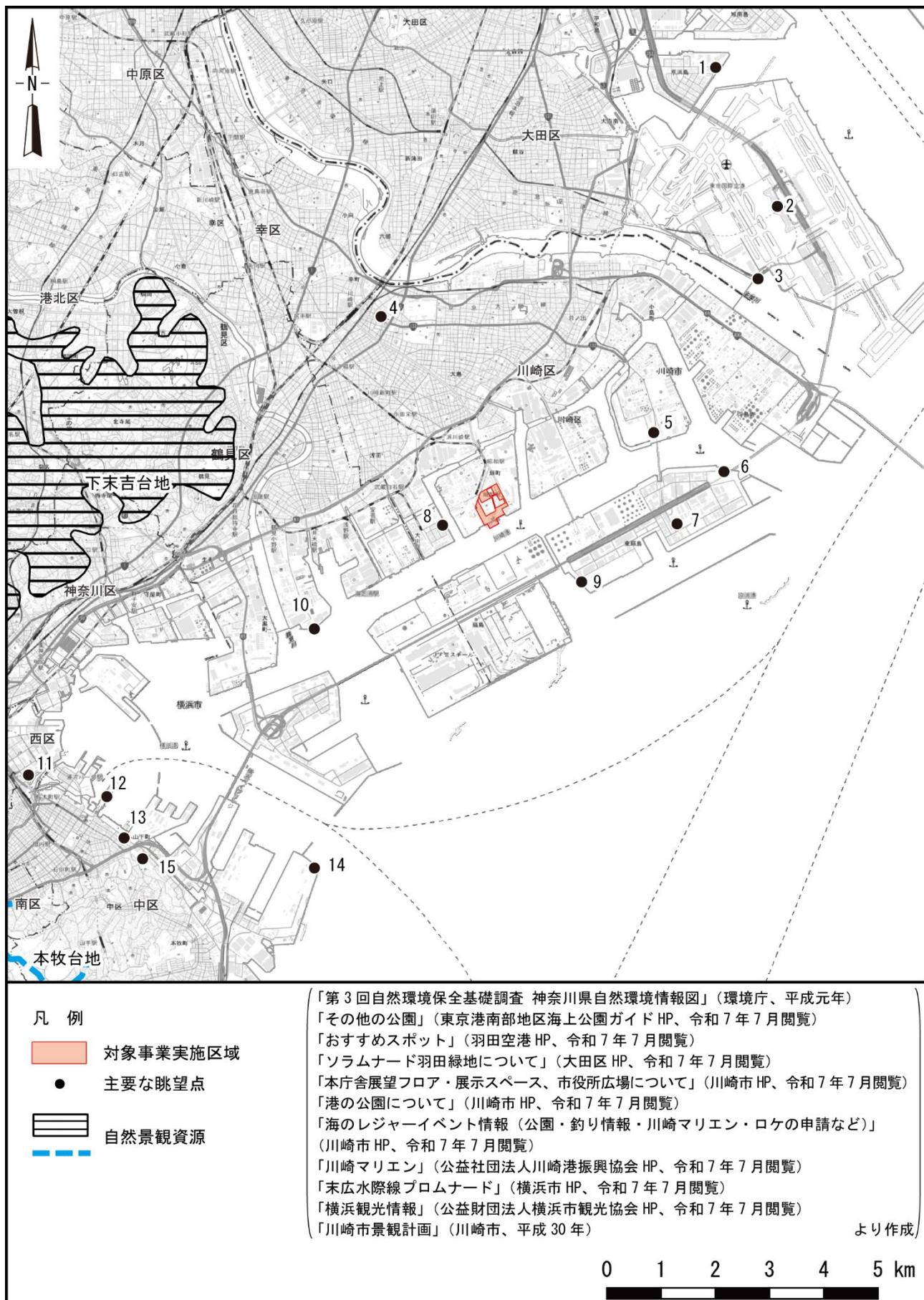
第 3.1-63 表 主要な眺望点の状況

図中番号	名称	概要
1	京浜島つばさ公園	羽田空港を離着陸する飛行機を間近に見ることができる。
2	羽田空港第1ターミナル展望デッキ	360度パノラマで広がる空港らしい景色が楽しめる。
3	ソラムナード羽田緑地	羽田空港と多摩川に隣接する「羽田空港跡地第2ゾーン」にある全長2.0kmの緑地。羽田空港を離発着する飛行機、東京湾方面から昇る日の出、多摩川上流方面に沈む夕日、多摩川対岸にある川崎市の工場街の夜景などを望むことができる。
4	川崎市役所本庁舎展望ロビー・スカイデッキ	本庁舎25階にある展望ロビーは東側と西側にそれぞれあり、北(東京方面)を中心に、東(臨海部・羽田方面)、西(武蔵小杉方面)の景色を一望できる。スカイデッキからは東(臨海部・羽田方面)、南(横浜方面)、西(武蔵小杉方面)が一望できる。
5	ちどり公園	東京電力川崎火力発電所に隣接し、川崎港海底トンネルの千鳥町側出入口の上部に位置する。川崎港や遠く東京湾を行きかう大型船等を一望できる展望台(高さ7m)や樹木に囲まれた芝生広場がある。川崎市の景観資源(港湾緑地)である。
6	東扇島東公園	平成20年にオープンした人工海浜を有する公園。広大な園内では、海と空と緑を満喫でき、飛行機や大型船舶などを眺めながら、ゆったりとした時間を過ごせる。川崎市の景観資源(港湾緑地)である。
7	川崎マリエン	川崎港と市民の交流のためのコミュニティ施設。夜には夜景も見ることができる。川崎市の景観資源(文化的施設)である。
8	大川町緑地	運河に沿った緑溢れる公園。
9	東扇島西公園	約4.5万m ² の起伏のある広々とした芝生広場や、ベンチ、木製のポートデッキなどがあり、時間の流れがゆったりと感じられるさわやかな公園。川崎市の景観資源(港湾緑地)である。
10	末広水際線プロムナード	幅員15m、延長680mの緑地として整備されており、正面に「鶴見つばさ橋」を望み、港を身近に感じることができるビュースポット。
11	横浜ランドマークタワー「スカイガーデン」	69階の展望フロアから、眼下に360度の大パノラマを一望できる。天気がいい日には、東京タワー・スカイツリー、新宿新都心、房総半島、伊豆半島、富士山などが見渡せる。また夕刻は沈みゆく夕日、夜には、みなとみらい21の夜景と、クルーズ船や港内観光船などが行きかう港ならではの夜景などがみられる。
12	横浜港大さん橋国際客船ターミナル	長さ約430mの屋上には送迎デッキを擁する広場が24時間解放され、横浜ベイブリッジやつばさ橋、横浜港、みなとみらいといった“横浜夜景名所”を一望できる。
13	横浜マリンタワー	横浜開港100周年の記念事業として、昭和36年に建設された横浜のシンボル。当時は日本で最も高い灯台であった。高さ106m、2層の展望フロア、360度の大パノラマを望むことができる。
14	横浜港シンボルタワー	横浜港に出入りする船への信号塔で、港の風景を一望できる展望室やラウンジがある。
15	港の見える丘公園	横浜港を見下ろす小高い丘にある公園。横浜ベイブリッジを望む絶好のビューポイント。

注: 図中番号は、第3.1-36図に対応している。

「他の公園」(東京港南部地区海上公園ガイドHP、令和7年7月閲覧)
「おすすめスポット」(羽田空港HP、令和7年7月閲覧)
「ソラムナード羽田緑地について」(大田区HP、令和7年7月閲覧)
「本庁舎展望フロア・展示スペース、市役所広場について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
「港の公園について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
「海のレジャーイベント情報(公園・釣り情報・川崎マリエン・ロケの申請など)」
(川崎市HP、令和7年7月閲覧)
「川崎マリエン」(公益社団法人川崎港振興協会HP、令和7年7月閲覧)
「末広水際線プロムナード」(横浜市HP、令和7年7月閲覧)
「横浜観光情報」(公益財団法人横浜市観光協会HP、令和7年7月閲覧)
「川崎市景観計画」(川崎市、平成30年)

より作成



第3.1-36図 自然景観資源と主要な眺望点

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、アクセスルートや利便性の変化を考慮して、情報を整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第3.1-64表及び第3.1-37図のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、「桜川公園」、「小田公園」及び「大川町緑地」等がある。

第3.1-64表 人と自然との触れ合いの活動の場

図中番号	区分	名称
1	総合公園	富士見公園
2	地区公園	大師公園
3	地区公園	桜川公園
4	地区公園	潮田公園
5	地区公園	入船公園
6	近隣公園	池上新田公園
7	近隣公園	渡田新町公園
8	近隣公園	小田公園
9	近隣公園	南河原公園
10	近隣公園	汐入公園
11	近隣公園	平安公園
12	近隣公園	市場旧東海道公園
13	近隣公園	元宮さわやか公園
14	近隣公園	下末吉公園
15	近隣公園	新鶴見公園
16	臨海公園	ちどり公園
17	臨海公園	東扇島北公園
18	臨海公園	東扇島中公園
19	臨海公園	東扇島緑道
20	臨海公園	東扇島西公園
21	臨海公園	大川町緑地
22	臨海公園	水江町公園
23	サイクリングコース	かわさき多摩川ふれあいロード

注：図中番号は、第3.1-37図に対応している。

〔「川崎の公園」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）
「公園 横浜市の都市公園 データ集」（横浜市HP、令和7年7月閲覧）
「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）
「港の公園について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧） より作成〕



凡 例

- 対象事業実施区域
- 総合公園
- 地区公園
- ▲ 近隣公園
- 臨海公園
- かわさき多摩川ふれあいロード

「川崎の公園」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧)
 「公園 横浜市の都市公園 データ集」(横浜市 HP、令和7年7月閲覧)
 「かわさき多摩川ふれあいロード 全体図」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧)
 「港の公園について」(川崎市 HP、令和7年7月閲覧) より作成

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-37図 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

1. 放射線の量

対象事業実施区域及びその周囲における一般環境中の空間放射線量の測定地点（モニタリングポスト）としては、神奈川県が設置している千鳥局及び大島局等4地点がある。

令和元～5年度における空間放射線量の測定結果は第3.1-65表、測定地点の位置は第3.1-38図のとおりである。

令和5年度における空間放射線量は0.02104～0.03392 μ Sv/hとなっており、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である0.23 μ Sv/hを下回っている。

第3.1-65表 空間放射線量の経年変化

(単位： μ Sv/h)

モニタリングポスト	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千鳥局	年間平均値	0.02200	0.02176	0.02128	0.02120	0.02104
殿町局		0.02368	0.02344	0.02344	0.02344	0.02248
塩浜局		0.03352	0.03256	0.03368	0.03416	0.03392
大島局		0.03040	0.03008	0.03000	0.03024	0.03008

注：出典元での単位は「nGy/h」であったが、「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である0.23 μ Sv/hと比較することから「 μ Sv/h」に換算(1Gy/h=0.8Sv/h：原子力安全委員会(現：原子力規制委員会)策定の「環境放射線モニタリング指針(平成20年3月(平成22年一部改訂))」から引用)した。

[「環境放射線モニタリングシステム」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)より作成]



〔「環境放射線モニタリングシステム」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)より作成〕

凡 例

 対象事業実施区域

● モニタリングポスト

0 0.5 1 1.5 2 km

第3.1-38図 環境放射線量測定地点位置